

阿波市生活応援券取扱店舗募集要項

1. 趣旨

阿波市では、昨今の物価高騰による市民の経済的負担の軽減と地域経済の活性化を図るため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、生活応援券を発行するため、その取扱店舗の募集を行います。

2. 応募資格・条件

阿波市内に店舗等を有する事業者のうち、市内の店舗等に関し生活応援券を使用可能とする対応が可能な事業者。ただし、次の事業者を除く。

- ①特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと並びに、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が営業を行っている事業者。
- ③下記5. (7)に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者。

3. 申込方法

取扱店舗として登録を希望される方は、この募集要項に同意のうえ「阿波市生活応援券取扱店舗登録申込書」（様式第1号）に必要事項を記入し、商工観光課へ提出してください。（郵送、e-mail、持参）取扱店舗の登録料は無料です。

申込書を提出された事業者については、市が申込書について審査を行い、7月上旬頃に事業者に対し「阿波市生活応援券取扱店舗登録証明書」（様式第2号。以下「登録証明書」という。）を送付します。

4. 申込期間

令和8年4月1日（水）から令和8年5月15日（金）まで（必着）

申込期間内に手続きを完了した事業者は、市民の皆様宛てに7月中に送付予定の「取扱店舗一覧表」に掲載します。申込期間を過ぎても随時受付は行いますが、阿波市ホームページへの追加掲載のみとなります。

5. 生活応援券の概要

- (1)生活応援券の発行総額は最大3億3700万円。
- (2)生活応援券の一人当たりの交付額は10,000円。
- (3)額面1,000円の券が10枚。1セット10枚綴り。
- (4)使用期間は令和8年8月1日から令和9年2月28日まで。
- (5)釣銭は発生しません。券面金額の合計を超えた端数は現金で受け取るものとします。
- (6)いかなる理由があろうとも、使用期間後の使用はできません。
- (7)生活応援券の使用対象とならない物品又は役務は以下のとおりとします。
 - ①不動産や金融商品に係るもの（土地及び家屋の購入代金、借入資金など）
 - ②換金性の高いもの（商品券やプリペイドカード、切手、印紙、宝くじなど）
 - ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項

に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの

④国税、地方税や使用料などの公租公課

⑤その他、社会通念上、公金を活用した事業の使途として不適切と判断される取引

6. 生活応援券の換金

(1) 取扱店舗の換金手数料は無料です。

(2) 生活応援券の換金を受けようとする事業者は、当該生活応援券及び指定の「阿波市生活応援券換金請求書」（様式第3号）に必要事項を記入し、市長が別に指定する日までに商工観光課へ提出してください。

(3) 換金請求期間は令和8年8月1日から令和9年3月10日まで。

※換金請求期間を過ぎた場合は、受付できませんのでご注意ください。

7. 注意事項

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。

(2) 市が配布する啓発用ポスター等を、使用者から見やすい場所に設置すること。

(3) 偽造された券の使用など、生活応援券の不正使用が明らかである場合は受け取りを拒否するとともに、速やかに商工観光課に連絡すること。

(4) 生活応援券は現金との引換え、交換、譲渡、販売をしてはならない。

(5) 生活応援券の盗難、紛失、滅失、その他の事故発生に対して、市は責を負わない。

(6) 市は、事業者が本要項の各事項に違反すると判断したときは、取扱店舗資格を取り消すものとし、登録証明書の返還を求めるものとする。

(7) 事業者は、自ら取扱店舗の登録を解除したい場合は、「阿波市生活応援券取扱店舗登録解除届出書」（様式第4号）を商工観光課へ提出し、登録証明書を返却すること。

(8) この事業により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。

8. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【問い合わせ先】

阿波市 産業経済部 商工観光課

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田 201-1

TEL : 0883(36)8722 (直通) E-mail:shokokanko@awa.i-tokushima.jp